

平成 30 年 4 月 21 日

西牛谷小学校保護者 様

古河市立西牛谷小学校長 齋藤 紀子

### いじめ防止基本方針について(お知らせ)

いじめ防止対策推進法が平成25年6月21日参議院本会議で議員立法として可決成立しました。また、平成29年度3月14日に改訂を受け、学校は上記方針を下記のとおり制定いたしました。大まかな取り組みは以下になりますのでお知らせいたします。

西牛谷小の児童はとてもよい子たちです。しかし、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの子供にも起こりうる」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の下に行います。

### 記

#### 1 基本理念

- (1) 学校教育全体を通じて人権尊重教育を実践します。
- (2) いじめに遭った子の立場に立ち、絶対に守り通します。
- (3) いじめた子に対しては、愛情を基盤にした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

#### 2 いじめ防止のために

- (1) 学習規律を徹底します。
  - ア 時間を守る
  - イ 正しい姿勢
  - ウ 発表の仕方や聞き方の指導など
- (2) 「分かる授業」「楽しい授業」を工夫し「分からないイライラ」の軽減に努めます。
- (3) 体験活動を通して友人関係、集団づくり、社会性の育成を図ります。

#### 3 いじめ早期発見のために

- (1) 子供の声に耳を傾けます。(アンケート調査, QU テスト, 個別面談など)
- (2) 子供とともに過ごします。(休み時間, 給食, 清掃など)
- (3) 保護者と情報を共有します。(電話, 連絡帳, 家庭訪問, 個別面談, 保護者会など)

#### 4 いじめの早期解消

- (1) いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子供や保護者が納得する解消を目指します。
- (2) いじめられている子供や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。
- (3) いじめた子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促します。
- (4) 法を犯す行為があった時は、関係機関にも相談します。
- (5) いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合い、信頼づくりに努めます。

#### 5 いじめに対する措置

いじめ問題が発生した時は、校内委員会や市教育委員会の判断のもと、いじめた子供に対して教室以外の場所での学習や出席停止の措置を行うことができます。また、暴力行為には、関係機関と連携した対応をとることもあります。